第 3535 号

READAS
リーダァスクラブ

1994年1月6日創刊・毎日発行

リーダァスクラブFAXニュース

(2008年)平成20年 6月 12日 木曜日

発行所 株式会社 FPシミュレーション
大阪市中央区備後町2－4－6 Tel :06-6209-7678
編集発行人:税理士 三輪 厚二 Fax :06-6209-8145

♤ 源泉徴収の対象となる報酬・料金

Q：源泉徴収の対象となる報酬や料金には、どのようなものがあるのですか？また、報酬の名目で支払うものはすべて源泉徴収の対象になるのでしょうか？

A：所得税法204条及び所得税法施行令320条に限定列挙されたものが対象になります。

【解説】

源泉徴収の対象となる報酬・料金の範囲は、所得税法204条及び所得税法施行令320条に列挙されたものに限定されていますが、かなり広範囲なものとなっています。

したがって、ここに列挙されていない報酬・料金については、源泉徴収の対象にならないのですが、なかには、実質的な判断を要するものもありますので注意しなければなりません。

具体的には、次のようなものが対象になります。

- 原稿、さし絵、デザインの報酬、著作権又は工業所有権の使用料及び講演料等
- 弁護士、司法書士、土地家屋調査士、公認会計士、税理士、社会保険労務士、弁理士、測量士、建築士、不動産鑑定士等
- 診療報酬
- 野球の選手、拳闘家、競馬の騎手、モデル、外交員、集金人、検針人等
- 映画等の芸能又はラジオもしくはテレビ放送の出演もしくは演出又は企画の報酬
- キャバレー、ナイトクラブ、バーのホステス等の報酬等